

役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人めひの野園（以下「園」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、園の役員（理事及び監事）及び評議員に対し支給する報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 報酬の額は、役員会及び評議員会（以下「会議」という。）、監事監査出席1回につき10,000円とする。ただし、会議・監事監査が2時間を超えた場合は、5,000円を加算する。

(報酬の支給日)

第3条 報酬の支給日は、毎年度最終会議開催日とする。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬は、当該年度の会議・監事監査出席回数に第2条に規定する額を乗じた額に超過時間分を加算した額を通貨で支給する。

(公表)

第5条 園は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給基準として公示する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

1 この規程は、平成9年9月19日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成13年4月1日から改正施行する。

附 則

1 この規程は、平成13年4月1日から改正施行する。

附 則

1 この規程は、令和2年1月1日から改正施行する。